

閣 郵 委 第 6 号 の 1
平成 2 6 年 2 月 2 1 日

金融庁長官
畑中 龍太郎 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第 1 2 0 条第 1 項第 7 号等の規定に基づく内閣府令・
総務省令案について（意見）

平成 2 6 年 2 月 2 0 日付け金総第 7 4 5 号・総情貯第 2 5 号をもって意見を求
められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第 1 2 0 条第 1 項第 7 号等の規定に基づく内閣府令・総務省令に
ついては、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。

閣 郵 委 第 6 号 の 2
平成 2 6 年 2 月 2 1 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第 1 2 0 条第 1 項第 7 号等の規定に基づく内閣府令・
総務省令案について（意見）

平成 2 6 年 2 月 2 0 日付け金総第 7 4 5 号・総情貯第 2 5 号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第 1 2 0 条第 1 項第 7 号等の規定に基づく内閣府令・総務省令については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。